



№ 604

こうほう

平成13年 (2001年) 12月1日



市の花・つつじ 市の木・もくせい 市の鳥・シユウカ

今号の主な内容

- 平成12年度決算.....3面
- 環境基本条例素案まとまる...4・5面
- 学童クラブ入所申請1月7日から...6面
- 郷土資料室「小正月の飾りもの」展...7面
- お越しくださいガレージセール...8面

発行/福生市 編集/総務部秘書広報課 〒197-8501 福生市本町5 ☎042-551-1511 (市役所代表)

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

ふれあいと愛情のある社会へ



市では、すべての人が住み慣れたまちで安心して暮らすことができる、人間尊重と共生の思想に満ちた、支え合う地域社会の形成を推進します

笑顔がいいね。。。 昨年の福祉まつりにて

12月9日は障害者の日
12月3～9日「障害者週間」

障害者の日とは：昭和50年12月9日、国連での「障害者に対する権利宣言」採択を記念して、日本では、昭和56年の「国際障害者年」から12月9日を「障害者の日」と定めました。障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人も、ない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かって一人一人が考える日です。

福生市の状況

障害者を取り巻く環境は、核家族化、少子高齢化などが進み、大変複雑化しています。13年4月現在、当市の障害者登録者数は、障害者手帳登録者1,559人、愛の手帳登録者1,178人、合計1,737人、市の人口の約2.8パーセントで、年々増加傾向にあります。

心身に障害のある方へ

心身に障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手

帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。

◆身体障害者手帳等診断書料助成事業
身体障害者手帳、愛の手帳の交付、再交付の申請に必要な診断書の費用を助成します。

問合せ 社会福祉課障害福祉係
直通FAX (552・5150)
↓2面へ続きます。

福祉サービスを受けるための手帳

手帳の種類・程度	対象	申請先・問合せ
身体障害者手帳 (1級～6級)	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸・小腸、免疫機能に障害があり、身体障害者福祉法に規定する医師の診断により該当すると認められた方	福生市福祉部 社会福祉課 障害福祉係 (☎551・1511内線385～387)
愛の手帳 (1度～4度)	知的障害があり、18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターの診断により該当すると認められた方	東京都多摩川保健所 (☎0428・22・6141)
精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)	精神疾患のある方のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方	東京都多摩川保健所 (☎0428・22・6141)

市役所以外の相談窓口

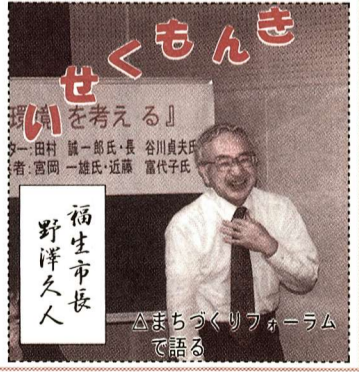
- ①社会福祉協議会[福祉センター内(☎552・2121)]
ボランティアの育成、障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなど。
- ②東京都心身障害者福祉センター[新宿区戸山3-17-2(☎03・3203・6141)]
同多摩支所[国立市富士見台2-1-1(☎573・3311)]
身体障害者手帳や愛の手帳の診断・判定、補装具・更生医療・施設入所の判定及び障害者(児)の医療・教育・職業・生活・住宅などのあらゆる相談。
- ③立川児童相談所[立川市曙町3-10-19(☎523・1321)]
18歳未満の児童に対する医療・教育などのあらゆる相談・指導・助言、児童施設への入所措置、愛の手帳の判定など。

歳末たすけあい運動 12月18～28日

みんなの気持ちが集まるとあったかい
市民の皆様一人ひとりの暖かいご支援と募金のご協力をお願いいたします。
問合せ 福生市社会福祉協議会事務局(☎552・2121)



美しい紅葉の葉は、地に落ちて土となり、春には新緑となつてよみがえるでしょう。この自然界の大きな循環の中で最大限の努力をして生きていく多くの素晴らしい人々に出会えた秋(宮崎、新潟等の視察でした。日本という国は四季折々の風情を見せる、自然の中で共生していることを実感させてくれる美しい国だとつくづく思います。福生にも同じ素晴らしい四季があります。私たちがそれをどう感じ、どのように育てていくかだと思います。福生でも環境への取り組みを始めています(ごみ問題、環境条例等)。このような問題は、すべての人々がお互いに協力し合っていくことがどうしても必要です。多くの皆様がいるいろいろな方法で協力してくれています。なお一層の努力をしていきたいものです。皆のためにやることが結局は自分のため、人類のためだといった思いで進めていきましょう。師走、寒くなりました。2001年がよりよい形にしめくくられますように... (視察先の新潟にて)



1面からの続きです



問合せ社会福祉課障害福祉係

住宅費・

交通費等の助成

住宅設備の改善給付事業
日常生活を容易にするため、浴室や便所、玄関、台所、居室などを改善する費用の一部を給付対象

6歳以上65歳未満の下肢または体幹にかかる障害が1・2級の方や補装具として車椅子を交付されている内部障害者の方。
住宅家賃助成
身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度の方

自動車改造費用助成事業
18歳以上で、上肢、下肢または体幹機能にかかると障害が1・2級の重度身体障害者の方が、就労などのために自動車を取

医療・手当等

更生医療 身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするため

特別障害者手当
対象20歳以上で心身に著しい障害があり常時特別な介護が必要と認められた方

障害児福祉手当
対象20歳未満で心身に著しい障害があり常時特別な介護が必要と認められた方

心身障害者(児)医療費助成
身体障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方の医療費の一部を助成

心身障害者福祉手当
対象身体障害者手帳1、4級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方(所得制

得して改造する場合に費用の一部を助成
自動車運転教習助成事業
市内に引き続き3か月以上住所を有する身体障害者手帳3級以上(内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害の方は5級以上)の方の運転免許取得に必要な経費の一部を助成

心身障害者タクシー利用券給付事業
対象身体障害者手帳2級以上の方(内部、下肢、体幹機能障害は3級以上)や愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方(ガソリン費用助成を受けている方は除く)

特別障害者手当
対象20歳以上で心身に著しい障害があり常時特別な介護が必要と認められた方

障害児福祉手当
対象20歳未満で心身に著しい障害があり常時特別な介護が必要と認められた方

東京都重度心身障害者手当
対象重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の知的障害と身体障害のある方

介護費用等助成事業
対象常時ねたきりの状態またはこれに準ずる状態が3か月以上継続している20歳以上の心身障害者を介護している方

特別児童扶養手当
対象次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

心身障害者自動車ガソリン費用助成事業
前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件で、ガソリン費用の一部を助成(タクシー利用券を給付された方は除く)

日常生活支援・援助
補装具の交付・修理
対象身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っていて、補装具の交付や修理が必要な方

日常生活用具給付事業
主に重度(身体障害者手帳2級以上または愛の手帳2度以上)の心身障害者の方が日常生活を容易にするための用具を障害者の状況により給付

児童育成手当(障害手当)
対象次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している方

おむつ等助成事業
対象身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方(おむね3歳以上65歳未満)

寝具乾燥車派遣事業
重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月1回、寝具乾燥車を派遣

重度身体障害者等緊急通報システム
18歳以上の1人暮らしなどの重度身体障害者(2級以上)、特殊疾病患者(都の医療券をお持ちの方)の緊急時に消防庁に通報でき、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができます

聴覚障害者ファクシミリ通報
身体障害者手帳をお持ちの聴覚、言語障害者の方が緊急時に消防署または警察署へFAXで通報することができます

介護人等派遣について
全身性障害者介護人派遣事業
特別障害者手当の受給資格のある20歳以上の全身性障害者で家族が常時介護に当たれない家庭状況の場合に介護人を派遣

重度脳性麻痺者介護人派遣事業
20歳以上で脳性マヒによる障害の程度が1級の方が単独で屋外活動することが困難な場合に派遣

ホームヘルパー派遣事業
重度の障害により日常生活を営むのに支障のある心身障害者のいる家庭に家事や介護等のサービスを必要とする場合に派遣

重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業
18歳以上の重度視覚障害の方が生活上必要とな外出をする場合に派遣

手話通訳奉仕員派遣事業
身体障害者手帳をお持ちの聴覚、言語障害の方が、家庭生活や社会生活を営むうえで支障がある場合に派遣

障害者のための施設
身体障害者デイサービス事業
18歳以上65歳未満の重度身体障害者の方が身体機能の維持向上を図れるよう、通所により創作的活動及び機能訓練等の各種サービスを提供

れんげ園運営
市内在住の通所が可能な満15歳以上60歳未満の心身障害の方に、社会的自立に必要な作業訓練や生活指導、レクリエーションなどを行っています

心身障害者(児)緊急一時保護事業
在宅の心身障害者(児)が保護者や家庭の疾病などで家庭で介護を受けることが一時的に困難な場合に、介護人による緊急一時保護を行います

身体障害者福祉法に基に基づき、必要な治療や訓練などを行うための入所施設(通所もありません)で肢体不自由者更生施設など

精神障害者グループホーム
民営の施設で将来入居者が独立して生活できるよう、期限つきで住まいを提供し必要な助言、援助を行います

そのほかにこんなサービスもあります
声の「広報ふっさ」の配布=秘書広報課広報係
声の「市議会だより」の配布=議会事務局庶務係
外出困難な障害者のため図書宅配=中央図書館(☎553・3111)
心身に障害のある児童の就学相談=教育委員会指導室及び教育相談
訪問指導(40歳以上で寝たきりなどの方に対する介護やリハビリ。介護保険該当者は除く)=保健センター(☎552・0061)

東京都年末交通安全キャンペーン 12月11日～20日

平成12年度決算

問合せ財政課財政係

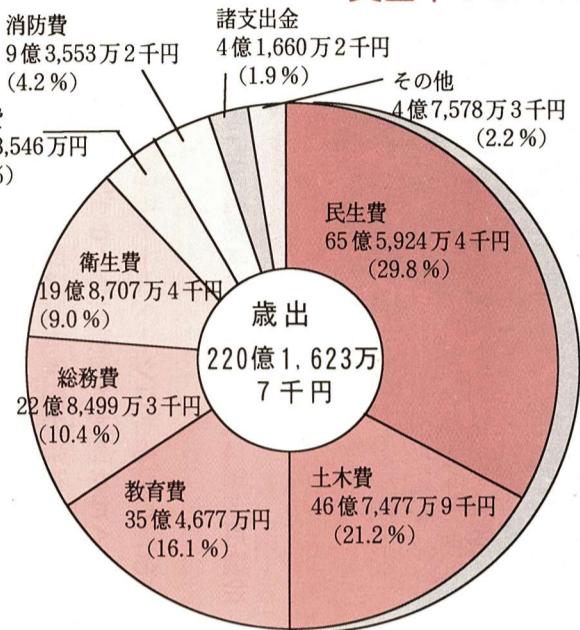
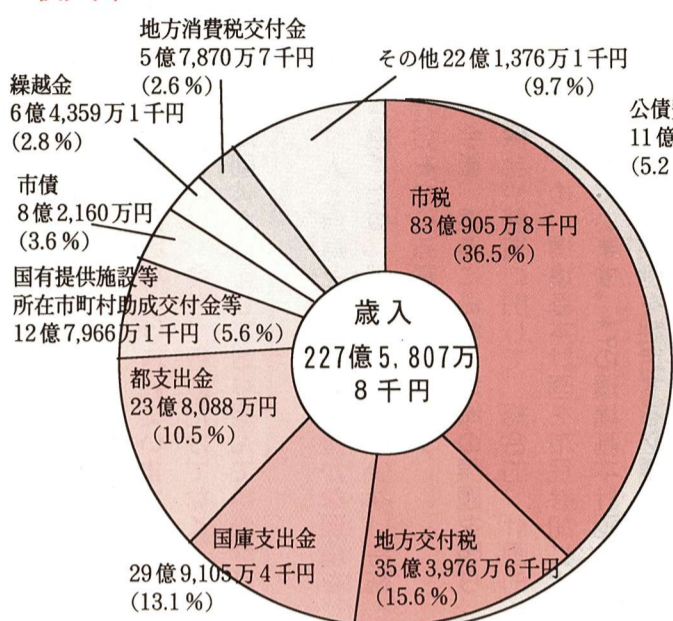
夕暮れ時 前照灯は早めに点灯し 事故防止

平成12年度一般会計歳入・歳出決算額

金額は千円未満を、パーセンテージは小数第2位をそれぞれ四捨五入

収入率 101.7%

支出率 98.4%



一般会計
歳入対前年度比0.5パーセントの増加
歳出対前年度比同率

今年9月の定例市議会にて、平成12年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入(収入)で352億4,863万5千円、歳出(支出)で343億2,676万6千円となり、収支差引額は9億2,186万9千円でした。決算内容の詳細は、平成12年度福生市歳入歳出決算書(市役所情報コーナー、各図書館に置いてあります)に載っていますので、ここでは一般会計の主な動きをお知らせします。

一般会計では、平成12年度に入ってきたお金(歳入)は227億5,807万8千円で、前年度と比較して0.5%の増加となり、使ったお金(歳出)は220億1,623万7千円で、前年度と比較して同率となりました。

特別会計

総額123億1,052万9千円を支出

特別会計は国民健康保険特別会計・老人保健医療特別会計・介護保険特別会計・下水道事業会計・受託水道事業会計の5会計です。各会計とも順調に運営されました。それぞれの歳入・歳出(収入・支出)予算の執行状況は下表のとおりです。

※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第2位をそれぞれ四捨五入

会計別	予算現額	歳入		歳出		残高(翌年度繰越金)
		決算額	収入率	決算額	支出率	
国民健康保険特別会計	39億1,611万6千円	39億1,926万2千円	100.1%	38億9,222万9千円	99.4%	2,703万3千円
老人保健医療特別会計	33億6,611万6千円	33億58万8千円	98.1%	32億8,597万9千円	97.6%	1,460万9千円
介護保険特別会計	12億8,742万6千円	13億95万2千円	101.1%	12億1,227万2千円	94.2%	8,868万円
下水道事業会計	34億2,991万8千円	33億1,308万5千円	96.6%	32億6,337万9千円	95.1%	4,970万6千円
受託水道事業会計	7億3,450万9千円	6億5,667万円	89.4%	6億5,667万円	89.4%	0円
合計	127億3,408万5千円	124億9,055万7千円	98.1%	123億1,052万9千円	96.7%	1億8,002万8千円

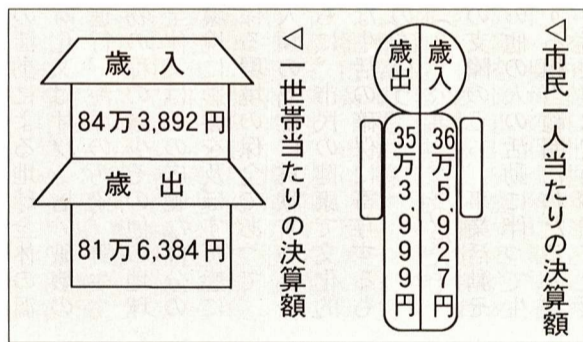
歳入増加した主な理由は、前年度と比べ国庫支出金4億9,603万9千円などが減少しましたが、都支出金2億4,903万9千円、諸収入2億2,455万4千円、利子割交付金1億7,090万3千円などが増加したことによるものです。

歳出前年度と比べ、介護保険特別会計の新設により民生費9億6,348万3千円、また、商工費3億661万2千円などが減少しましたが、土木費7億6,145万3千円、諸支出金3億9,640万1千円、衛生費1億3,286万8千円などが増加して同率となりました。

市税収入済額及び市民一人当たりの納税額

区分	収入済額	一人当たりの納税額	一世帯当たりの納税額
市民税	38億2,217万6千円	6万1,457円	14万1,730円
固定資産税	33億581万6千円	5万3,154円	12万2,583円
都市計画税	7億1,902万9千円	1万1,561円	2万6,662円
市たばこ税	4億2,376万5千円	6,814円	1万5,714円
その他	3,827万2千円	615円	1,419円
合計	83億905万8千円	13万3,601円	30万8,108円

歳入のうち市税の納税額は左の表のとおりとなっています。前年の平成11年度の市民一人当たりの納税額は13万4,906円、一世帯当たりの納税額は31万4,470円でした。



市民一人当たりの決算額は、7億4,184万1千円となりました。

歳出(支出)の主なもの



あき家都営住宅

(高齢者集合住宅・平成14年5月入居予定)
の地元割当入居者募集!

申込用紙の配布・受付 12月17日(月)~12月21日(金) 午前9時~午後4時30分。申込用紙に必要事項を記入し、直接介護福祉課高齢福祉係へ。

募集戸数 1戸 (間取り1DK=6畳洋室・DK)所在地=大字熊川1143番地。使用料月額21,700円~47,700円(予定額)申込資格①昭和11年12月22日以前生まれの単身者②東京都内に3年以上居住、公募時現在福生市内に居住していること。③所得が定められた基準内であること。④現に住宅に困っていること。⑤独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健常であること。※詳細は12月15日号広報ふっさに掲載します。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係



21世紀は環境の時代

今、様々な環境問題が取り上げられています。この問題を解決するためには、今後、行政だけでなく、市民、事業者、民間団体が協働して取り組んでいかなければなりません。

また、私たちは人と自然とが共生する豊かな環境を次の世代に引き継ぐため、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会をつくる責務があります。

福生市では、今後、環境に係わる地域の課題を明らかにし、環境の保全や創造に関して、総合的、計画的に取り組んでいくため、環境基本計画を市民参加により策定したいと考えています。この環境基本計画を策定するためには環境基本条例を制定する必要があります。

このような背景の中、環境基本条例の素案がまとまりましたので、ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。この素案は、市のホームページにも掲載してあります。

福生市環境基本条例

素案まとまる ご意見をお聞かせください

素案についてのご意見は

平成14年1月10日(木)(必着)までに住所、氏名、年令を明記のうえ郵送、ファクシミリ、電子メール(市のホームページの当環境基本条例素案のページ)でお寄せください。なお、いただきましたご意見に対する個別の回答はしません。

問合せ 環境課環境係
所在地 〒197-8501 福生市本町5番地
ホームページ http://www.city.fussa.tokyo.jp/
FAX 042-552-9433

エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
(6) 地球温暖化の防止、オゾン層保護等の地球環境の保全に関する事。
(7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関する事。
(環境基本計画)
第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、福生市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 目標及び基本理念
(2) 施策の基本方向
(3) 環境配慮指針
(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ福生市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たつての指針)
第10条 市長は環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等に積極的に配慮するものとする。

2 市長は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。
3 市長は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境影響評価)
第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するための必要な措置を講ずるものとする。
(廃棄物の減量等の促進)
第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理物品等の調達その他事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ福生市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たつての指針)
第10条 市長は環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等に積極的に配慮するものとする。

2 市長は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
3 市長は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境影響評価)
第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するための必要な措置を講ずるものとする。
(廃棄物の減量等の促進)
第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理物品等の調達その他事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
(国の東京都等の協力)
第19条 市は、環境の保全等に関する施策を講ずるものとする。
(環境学習の推進)
第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。
(自発的活動の推進)
第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

1 私たちは、良好な環境のもとで健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。そのためにも、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかねばなりません。

2 私たちは、良好な環境のもとで健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。そのためにも、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかねばなりません。

3 私たちは、良好な環境のもとで健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。そのためにも、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかねばなりません。

4 私たちは、良好な環境のもとで健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。そのためにも、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかねばなりません。

5 私たちは、良好な環境のもとで健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。そのためにも、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかねばなりません。

6 私たちは、良好な環境のもとで健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。そのためにも、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかねばなりません。



学童クラブ一覧

学童クラブ名	申請のめやすと小学校	所在地
武蔵野台クラブ	一小	武蔵野台1-12-2
たんぼぼクラブ	二小	熊川559-1
熊川クラブ	二小・三小	熊川1143-1
さくらクラブ	三小	牛浜163
わかぎりクラブ	四小	福生1280-1
わかたけクラブ	五小	熊川199-1
亀の子クラブ	六小	加美平1-20-6
田園クラブ	七小	南田園3-6-1

平成14年度学童クラブ入所申請を受け付けます

通所しやすい学童クラブに入所申し込みできます

受付期間
1月7日(月)
～
1月21日(月)

放課後帰宅しても保護者が仕事などで面倒を見てもられない小学校1年生から4年生までの、集団での生活が可能な児童が対象です。保護者が入所を希望する児童クラブを選択して申請することができます。(詳細は「学童クラブ入所申込のしおり」を参照してください。)

※すでに入所している児童も新たに申請が必要です。また、定員に達した場合は、入所できないことがあります。すのでご承知ください。

育成時間 下校時から午後6時まで。土曜日及び夏、冬、春休みなどは、午前8時30分から午後6時まで。

育成料 月額4,000円

※福生市ひとり親家庭医療費助成制度医療証の交付を受けた世帯、または、同一世帯での2人目からの児童は、1人につき月額2,212円)

間食費 月額1,500円

※生活保護法による被保護世帯は免除になります。

申請書配布 12月10日から、児童福祉課(市役所本庁舎1階)、福生市社会福祉協議会(福祉センター内)、または学童クラブで配布。

受付場所 児童福祉課か福生市社会福祉協議会へ(土曜日・日曜日・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで)。

※学童クラブでは受け付けません。

問合せ 児童福祉課児童保育係または福生市社会福祉協議会(福祉センター内) ☎552・2121)

犬の飼い主へ



公園内及び道路に犬の糞が多く、利用者が大変迷惑をしています。糞は飼い主が責任をもって始末しましょう。また、放し飼いは絶対にしないでください。

官公署だより

ご存知ですか 検察審査会

交通事故、詐欺などの被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれない。このような不服を持っている人のために「検察審査会」があります。費用は無料です、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

選挙権を持っている方の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員が事件の審査に当たります。あなたも審査員に選ばれることがあるかもしれません。選ばれたときには、国民の代表としてご協力をお願いします。

問合せ 八王子検察審査会事務局 ☎0426・425195)

永田地区で河川土砂掘削工事を実施

多摩川永田橋上流部右岸側において良好な河川環境を復元するため工事を行います。今年3月から6月にかけてハリエンジュ(ニセアカシア)等の植物を伐採根



福生市消防団員募集!

消防団員は地域の防災リーダーとして幅広く防災活動の中心的な役割を担っています。平常時は初期消火や応急救護の市民への指導など、地域と密着した活動を行い、災害発生時には迅速に対応し、街と市民を守ります。

入団資格等詳細は事務局へ。
問合せ 福生市消防団事務局(福生市役所総務課防災係内)

福生病院組合職員募集

募集人員と資格看護婦・看護士15名程度。昭和37年4月2日以後に生まれた人で当該免許を有する方(平成14年春の試験で取得する見込みの人を含む)で3交代勤務可能な方。※地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は、受験できません。

採用予定日 平成14年4月1日

申込書と要項の配布期間 12月3日～平成14年1月11日

募集受付期間 12月10日～平成14年1月18日(配布・受付場所福生病院組合事務部庶務課(公立福生病院別館2階))

試験日 平成14年1月27日(試験内容適性検査・小論文)

登録パート職員も募集しています!

職種・資格 看護婦(士)、准看護婦(士)(満40歳以下の健康で当

ご協力ください 水道管の漏水調査

調査区域 本町・志茂・牛浜(それぞれ青梅線西側)地区及び福生(福生一小周辺)・熊川(牛浜郵便局周辺)・加美平三丁目(加美平南公園周辺)の一部。

調査の範囲は、道路から各家庭の量水器までです。道路の配水管調査は夜間も行いますが、ご家庭の調査は昼間に行います。福生市の腕章を携帯した調査員が敷地内に入らせていただきます。

調査期間 12月初旬～平成14年2月初旬

問合せ 水道事務所工務係 ☎551・2911)

児童館であそぼう 12月(その1)



田園児童館 ☎552・3133

- ◆おはなし会 月曜日午後3時30分～4時(対象)小学生テーマ「楽しい事がいっぱい冬の」
- ◆よちよちすくすくひろば 11日(火)・18日(火)※11日は保健婦が来館。午前10時～正午(対象)0,1歳児と保護者
- ◆あそびの名探偵 午後3時30分～4時45分①「オリジナルツリーを作ろう」11日(火)(対象)小学生30人材料費30円(申込み:4日午後4時～4時30分)②「リレー・リレー・リレーで遊ぼう」18日(火)(対象)小学生30人集合解散中央公園アスレチックのある所、※持ち物水

とう、雨天の時は児童館。

- ◆おはなしのひろば 12日(水)午前10時30分～11時テーブルシアター「空とぶサンタさん」他(対象)幼児と保護者
- ◆クリスマス会 22日(土)午後2時～4時(対象)小学生先着100人。実行委員の子どもたちが考えた手作りの楽しい会です。※持ち物水とうく申込み:4日午後4時～

武蔵野台児童館 ☎553・8822

- ◆スポーツランド「インディアカ」5日(水)午後3時30分～4時30分(対象)小学生以上
- ◆のびのびひろば「サンタさんになってあそぼう」7日(金)午前10時30分～11時(対象)0,1歳児と保護者
- ◆子育て相談タイム 7日(金)午前11時～11時30分(対象)幼児の保護者※保健婦が来館。
- ◆うたのコンサート「楽しい音楽会」8

日(土)午後2時～3時(対象)幼児～先着150人※幼児は保護者同伴(出演)国立音楽大学合唱サークル「どじょっこ合唱団」※入場無料

- ◆簡単にできる手づくりおやつ「クリスマスケーキ」14日(金)午前10時～正午(対象)1歳以上の幼児を持つ保護者先着15人※材料費150円(申込み:5日午前10時～)
- ◆クリスマス会 15日(土)①幼児の部 午前10時30分～11時30分(対象)幼児と保護者先着100組(申込み:7日午前10時～14日)②小学生の部(実行委員による手作りの会です)午後2時～4時(対象)小学生先着200人(申込み:7日午後4時～14日)

熊川児童館 ☎539・1515

- ◆くまさんひろば「リズムであそぼう」

10日(月)午前10時30分～11時30分(対象)2歳以上の幼児と保護者※持ち物うわばき

- ◆こぐまひろば 11日(火)・18日(火)午前10時～正午(対象)0,1歳児と保護者※親子のふれあい、交流の場です。
- ◆スポーツわいわい「なつかしあそび」17日(月)午後3時～4時(対象)小学生、前庭で実施※雨天中止
- ◆幼児の楽しいクリスマス会 19日(水)午前10時30分～11時30分(対象)幼児と保護者先着100組(申込み:10日午前10時～)
- ◆クリスマス会 19日(水)午後2時～4時(対象)小学生先着100人(申込み:5日午後4時～)※ゲーム・うた・劇など実行委員の子どもたちが準備したクリスマス会です。

◆◆図書館からお知らせ◆◆

-----年末年始の夜間開館-----

武蔵野台図書館では毎週火曜・水曜、中央図書館では毎週木曜・金曜日に、午後7時までの夜間開館を行っています。年末年始は次の通りです。

【年末】▶武蔵野台図書館19日(水)まで

▶中央図書館21日(金)まで

【年始】▶武蔵野台図書館8日(火)から

▶中央図書館10日(木)から

-----年末の特別貸出-----

【期間】12月15日(土)から28日(金)まで

【貸出冊数】図書・雑誌が1人10冊まで。他にカセットテープまたはCD1点とビデオテープ1点【貸出期間】3週間

【問合せ】各図書館



ミキノクチは、古くから地域に伝わる伝統工芸です。福生市内では、加美の細川昌一さんがこの製作技術を継承し、現在に伝えていいます。今回の展示では、細川さんが製作したミキノクチを中心に、アワボ・ヒエボやオッカドボウといった西多摩地方の小正月の飾りものも展示し、伝統的なお正月の風習と人々のくらしを紹介いたします。(期間中一部展示替えを行います。)



催し
生涯学習ガイド

大人の考え方、中学生の考え方、どこに「ずれ」があるのでしょうか。多くの中学生の生の声を聞きます。3つのテーマの分科会で、本音をぶつけ合います。テーマは当日になってのお楽しみに。一般参加者の飛入り発言可能です。友だち同士で、親子で、みんな集まろう。
【日時】12月9日(日)午後2時
【場所】さくら会館(市民会館となり)3階ホール
【問合せ】社会教育課社会教育係

【日時】12月4日(火)～1月27日(日)午前10時～午後5時
【休館日】月曜日・年末年始・12月25日(火)・1月4日(金)・15日(火)※入館料無料
【無形民俗文化財(ミキノクチの製作技術、福生天王ばやし、福生の祭囃子)の記録ビデオテープ(30分)を企画展にあわせて放映します。放映日時企画展期間中の毎

《教育委員会だより》
10月26日の平成13年第10回教育委員会定例会で、次のことが決定・報告されました。
■選挙
教育委員会委員長職務代理者の指定=山田豊氏が教育委員に選任されたことに伴い、改めて職務代理者に指定されました。任期は来年の10月25日までです。
※他に4件の報告がありました。
☆12月の教育委員会定例会
27日(木)午前10時から教育委員会会議室で行う予定です。
【問合せ】教育委員会庶務課庶務係 (☎552・7711)

福生市青少年の意見発表大会が開催されました

11月3日、市民会館小ホールで、中・高校生が日ごろ考えていることや体験などを自由に発表しました。発表者は31名の応募者の中から選ばれた16人の方々です。障害・幼児虐待・ボランティア体験など熱心に語ってくれました。



【主題と発表者(発表順、敬称略)】
「幼児虐待について」清野みどり=都立福生高校2年
「私のボランティア体験」安藤幸実=福生三中1年
「みんな違ってみんないい」福井陽子=福生二中3年
「アルバイトを通して」志村奈和子=都立福生高校2年
「部活」細谷歩=福生二中3年
「心のバリアフリー」川上翔子=福生一中2年
「人との出逢い・関わり」原島久美=都立福生高校2年
「老人のとこ屋」鷹野友紀=福生三中1年
「気になる言葉」井手ゆかり=福生二中3年
「特別な夏休み」松尾春奈=福生一中2年
「『今』をここに…」伊勢田聖子=福生二中3年
「生きること」塩野ちさと=都立福生高校2年
「この腐敗した世界」角田圭奈=福生一中1年
「運命」服部百恵=都立福生高校2年
「私たちが失っていくもの」江村雪野=福生三中1年
「優しい心」尾崎美沙=都立福生高校2年
【問合せ】社会教育課社会教育係(☎552・5511)

激論飛び交うかも!? 青少年育成シンポジウム開催
【日時】12月14日(金)午後7時30分
【場所】郷土資料室内展示室
【問合せ】社会教育課文化財係 (☎530・1120)

白梅親子映画会
【日時】12月15日(土)午後2時
【場所】白梅会館※入場無料
【問合せ】公民館白梅分館(☎553・3454)

いきいき・エクササイズ
正しい姿勢、美しい歩き方を身につけて健康に!
【日時】12月12日(水)・26日(水)午後3時～4時30分
【場所】中央体育館・剣道場参加方法当日券売機にて個人利用券(150円)を購入し会場へ。
【問合せ】中央体育館(☎552・5511)

高校・大学等入学資金融資制度受付中
【期間】3か月据置後33か月
【問合せ】教育委員会庶務課庶務係(☎552・7711)

聴覚障害者のための映画会
「青春の門 筑豊編」(字幕付き)
【日時】12月18日(火)午後10時30分
【場所】白梅会館

白梅親子映画会
【日時】12月15日(土)午後2時
【場所】白梅会館※入場無料
【問合せ】公民館白梅分館(☎553・3454)

スポーツ
【日時】12月18日(火)午前10時30分
【場所】白梅会館

市民会館催し物インフォメーション
「狂言ライブ」
和泉流
「狂言ライブ」
出演 和泉元彌他和泉流一門
【日時】平成14年1月10日(木)午後6時
【場所】市民会館大ホール
【入場料】3,000円
【問合せ】市民会館(☎552・1711)

となりの不用品は我が家の宝物
ガレージセール
 資源のリサイクルも兼ね、家庭のすみで眠っている衣類や、贈答品、食器などの家庭雑貨を販売するガレージセールを行います。駐車場が限られていますので、できるだけ車をかわりにサイクリング、または散歩がてら、買



い物におこしください。
日時 12月9日(日)午前9時30分～午後2時※雨天の場合12月16日(日)に延期。
場所 多摩川中央公園
問合せ 地域振興課産業振興係
ごみの指定袋
取扱店募集中!
 平成14年4月1日より実施するごみの有料化に伴い、燃やせるごみ及び燃やせないごみ指定袋の取扱店を引き続き募集いたします。
取扱店の資格要件 市内で1年以上継続して販売業務な

未納の方はこの機会に!

夜間・休日「納税窓口」を開設します!

場所市役所1階ロビー

市は12月を「納税推進強化月間」と定め、市税・国民健康保険税及び介護保険料の滞納整理に取り組んでいます。納め忘れていた方、滞納している方は、このままにしておきますと、延滞金が増え、ますます納税しにくくなります。この機会にぜひ納めるようお願いいたします。病气や事故、経済的な理由で納税が困難な方は、ご相談ください。

(木)・21日(金)午後5時15分～8時

休日窓口



日時 12月16日(日)・23日(日)午前9時～午後5時

納期内納税にご協力を!

12月は固定資産税・都市計画税(第3期)、国民健康保険税(第5期)、介護保険料(第5期)の納期です。

口座振替をご利用の方へ

指定の預金口座から12月28日に自動的に振り替えしますので、残高をご確認ください。

平日夜間窓口

日時 12月19日(水)・20日

さい!

納め忘れはありませんか

次のとおり納期は過ぎております。

- 市・都民税 (第1期、第2期、第3期)
- 固定資産税・都市計画税 (第1期、第2期)
- 軽自動車税(全期)
- 国民健康保険税(第1期、第2期、第3期、第4期)
- 介護保険料(第1期、第2期、第3期、第4期)

問合せ 収納課収納係

年末年始ごみ・し尿収集日程



収集種類	年末	年始	申込み
戸別収集	12月28日(金)まで		環境課清掃係 ☎551・1511(代)
拠点収集	12月27日(木)まで	1月4日(金)から	
し尿	12月28日(金)まで(受付は21日まで)		リサイクルセンター ☎552・1621 ☎551・9150
粗大ごみ	12月28日(金)まで(受付は19日まで)	1月4日(金)から	

※年始の収集初日は、ごみの量が大変多く、一日では収集できない場合がありますので、何日かに分けて出すようご協力ください。 **問合せ** 環境課清掃係

集団回収の古布の計量がトラックスケールでできるようになりました!

集団回収で集めた古布はリサイクルセンターで土曜日・日曜日・祝日でもトラックごと計量できるようになりました(落雷の危険性がある夏期を除く)。搬入の際には事前に必ず連絡を。 **申込み** 環境課清掃係

(1) 法人は法人税、法人事業税、法人市民税及び固定資産税、個人は所得税、個人事業税、市・都民税及び固定資産税を滞納していないこと。
 (2) 手数料の収納と指定金融機関等への納付のほか、廃棄物処理手数料報告書兼収入等事務委託料請求書の提出等、公金の適正な処理及び指定収集袋の厳正な管理ができること。
取扱品目 指定収集袋(燃やせるごみ4種類・燃やせないごみ4種類)
申込み 申込用紙(清掃係に



家屋を取り壊した方は連絡を!

平成13年中に家屋の全部または一部を取り壊したと

※後日説明会を開催します。に直接環境課清掃係へ。

高齢者のインフルエンザ予防接種の費用を一部負担します!

実施期間 12月28日(金)まで **対象** 市内在住で、接種日当日に①65歳以上の方②60歳から64歳の方で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により身体障害者手帳の1級相当の方 **接種方法** 接種は1回です。下表の市内指定医療機関で接種してください(保険証等住所・生年月日のわかるものを持参)。**接種費用** 自己負担分2,200円を接種した医療機関でお支払いください。生活保護受給中の方は、全額公費負担になりますので、社会福祉課で生活保護法適用証明書の交付を受け医療機関へ提出してください。

問合せ 保健センター(☎552・0061)

市指定医療機関名	電話番号	備考
青山医院	530・3011	
池田医院	539・0355	
牛浜内科クリニック	539・1951	
岡村クリニック	530・5644	
笠井クリニック	551・6611	
桂川内科医院	552・1031	
木野村医院	551・0283	要連絡
熊川病院	553・3001	
ささと整形外科形成外科クリニック	539・2300	要連絡
島井内科・小児科クリニック	553・6151	
セザイ皮膚科クリニック	551・7889	
大聖病院	551・1311	
高村内科クリニック	530・2710	
辻脳神経外科クリニック	551・5861	要連絡
田園皮膚科クリニック	552・8779	要連絡
西村医院	553・0182	
波多野内科医院	551・7545	要連絡
平沢クリニック	539・0551	
福生クリニック	551・2312	
福生団地診療所	552・6337	
公立福生病院	551・1111	要連絡
道又医院	551・3626	要連絡
目白第二病院	553・3511	要連絡
山口外科医院	553・1177	要連絡
渡辺医院	553・0815	要連絡

国民年金基金相談コーナー開催のお知らせ
 国民年金基金の担当者が

国民年金基金相談コーナー開催のお知らせ
 国民年金基金の担当者が

国民年金基金相談コーナー開催のお知らせ
 国民年金基金の担当者が

国民年金だより
 国民年金保険料は全額が社会保険料控除になります。
 国民年金に加入している方は、今年の1月から12月に納めた国民年金保険料が、扶養家族の分も含めて全額が社会保険料控除相当額となりますので必ず申告してください。
問合せ 保険年金課年金係

国民健康保険だより
 国民皆保険制度で、国民の誰もがいづれかの医療保険に加入することになっています。
 会社を退職したら、国民健康保険に加入する必要があります(会社の保険の「任意継続」に加入する方を除く)。会社の保険の「資格喪失証明書」、認め印、年金手帳及び身分証明書(運転免許証など)をお持ちのうえ、すみやかに(できれば14日以内)に届け出てください。
 手続きをせずにいて、月日が経ってから加入手続きをしても、会社を退職した時点にさかのぼって国保の資格を取得することになります(この場合、過去の治療費については、払い戻しは受けられません)。そうすると、保険料もさかのぼって課税されることになり、一時に多額の税金を納めなければなりません。
 ※世帯主は、同じ世帯の人に国保の加入や脱退の事由が生じた場合、届け出の義務を負います。
 ※なお、現在、就業中で、会社の保険に加入しなければなりません。
問合せ 保険年金課保険係

国民年金基金相談コーナー開催のお知らせ
 国民年金基金の担当者が

きは、翌年度の固定資産税等の課税対象からはずれますので、届出をされていない方は、所有者名、家屋の所在地番の連絡をお願いいたします。
連絡・問合せ 課税課資産税係

個別に相談に応じます。この機会に国民年金基金制度についてお尋ねになりたいことがありましたら、お気軽にご来場ください。
日時 12月19日(水)午前10時～午後4時 **場所** 福生市商工会館202会議室
問合せ 東京都国民年金基金(☎03・5285・8800)

国民年金基金の担当者が

◎特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当、心身障害者介護費用助成金(8～11月分)を12月15日前後に振り込みます。 **問合せ** 社会福祉課障害福祉係